

議案第 5 5 号

八幡浜市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例

八幡浜市企業等誘致促進条例（平成 2 8 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） （略） （9） 新規雇用従業員 工場立地に伴い新たに雇用される従業員（<u>短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 7 6 号）第 2 条第 1 項</u>に定めるものをいう。）を含む。）をいう。 （10） （略） （課税免除） 第 3 条 市長は、第 7 条に規定する基準に該当するものとして、第 8 条の規定により指定した工場等の新設、増設若しくは移転、又は老朽施設の更新を行う者の投下固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった最初の年度以降 <u>5 か年度</u> に限り、当該固定資産税を免除することができる。 2 （略） （奨励金の額等） 第 5 条 企業等立地促進奨励金の額は、次のいずれかの額とする。 （1） （略） （2） 土地の取得に係る額を除いた <u>投下固定資産額につき、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、5 億円を限度とする。</u>	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） （略） （9） 新規雇用従業員 工場立地に伴い新たに雇用される従業員（<u>短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 7 6 号）第 2 条</u>に定めるものをいう。）を含む。）をいう。 （10） （略） （課税免除） 第 3 条 市長は、第 7 条に規定する基準に該当するものとして、第 8 条の規定により指定した工場等の新設、増設若しくは移転、又は老朽施設の更新を行う者の投下固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった最初の年度以降 <u>3 か年度</u> に限り、当該固定資産税を免除することができる。 2 （略） （奨励金の額等） 第 5 条 企業等立地促進奨励金の額は、次のいずれかの額とする。 （1） （略） （2） 土地の取得に係る額を除いた <u>投下固定資産額の 1 0 0 分の 4 0 以内の額とし、1 億円を限度とする。</u>

<u>ア 投下固定資産額が2億5,000万円以下の部分 当該投下固定資産額の100分の40以内の額</u> <u>イ 投下固定資産額が2億5,000万円を超える部分 投下固定資産額から2億5,000万円を減じて得た額の100分の20以内の額</u> 2～4 (略) (奨励金の交付) 第10条 企業等立地促進奨励金については、操業開始に伴い当該指定事業者に係る市税等が完納された日以降に一括して交付する。<u>ただし、当該指定事業者に係る企業等立地促進奨励金の額が1億円を超えるとき又は市長が必要と認めるときは、5年以内の期間において分割して交付することができる。</u> 2 (略)	2～4 (略) (奨励金の交付) 第10条 企業等立地促進奨励金については、操業開始に伴い当該指定事業者に係る市税等が完納された日以降に一括して交付する。 2 (略)
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市企業等誘致促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定する事業者について適用し、同日前までに指定した事業者については、なお従前の例による。

提案理由

本市における企業の立地に伴う奨励措置を拡充し、企業誘致の更なる促進を図るため。